

**統計委員会 国民経済計算部会**  
**第1回 財政・金融専門委員会 議事要旨**

1. 日時 平成20年 1月28日(月) 16:00～17:10

2. 場所 中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室(2階 226号室)

**3. 出席者**

(委員)

藤井委員長、中村臨時委員、岩本専門委員

(審議協力者)

関川公認会計士、総務省、財務省、日本銀行

(事務局)

黒田経済社会総合研究所長、広瀬経済社会総合研究所次長、後藤総務部長、  
大脇国民経済計算部長、川崎上席主任研究官、二村国民支出課長、  
百瀬国民資産課長、工藤価格分析課長

**4. 議事**

(1) 日本郵政公社民営化後の各機関の分類について

(2) その他

**5. 配布資料**

資料1 財政・金融専門委員会委員名簿

資料2 国民経済計算部会専門委員会設置内規

資料3 日本郵政公社民営化後の各機関の分類について

資料4 郵政関係各機関の業務及び所有・支配関係の概要

資料5 我が国の国民経済計算における政府諸機関の分類(格付け)基準

資料6 93SNAマニュアルにおける関連箇所の抜粋

資料7 主要国における部門分類の考え方

参考1 民営化のプロセス

参考2 郵政民営化関連法律の概要

## 6. 議事要旨

### 【議題1について】

日本郵政公社民営化後の郵政関係各機関の部門分類案(日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社:公的企業(非金融)、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構:公的企業(金融))を、論点と併せて事務局より説明。(資料3~7)

事務局案で意見の一致をみたが、併せて以下の議論があった。

- 資料3で「93SNAマニュアルに照らせば、政府による株式保有が50%を超えている点だけで、公的部門とするのに十分である」との文言については、公的部門とする根拠が93SNAマニュアルに準拠している趣旨か。
- 事務局案では各機関の移行過程の考え方については示されていないが、いつごろ検討する予定か。
- 事務局案では政府による間接所有についても公的部門に分類することとしているが、これは遡及して他の機関についても適用するのか。
- 現行基準では事務局案を支持するが、日本郵政株式会社は、一つの制度単位としてではなく、一般政府の補助組織という考え方も可能ではないか。株式会社ゆうちょ銀行や株式会社かんぽ生命保険の保有株式は全部売却することになっており日本郵政株式会社の2社に対する裁量の余地はほとんどない。また、郵便事業株式会社、郵便局株式会社についても経営方針等について大臣認可が必要であり、大臣が実質的にコントロールしているようである。ESA マニュアルでも民営化のための株式売却を目的とする組織は一般政府の補助単位という考え方が示されている。
- 郵便局株式会社の市場性判断において「自由意志による購入」の基準を満たしているとあるが、郵便局株式会社が他の会社の事業によってのみ収益を得るものであるならば「自由意志による購入」とはいえないのではないか。
- 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は郵貯・簡保の既契約の管理業務を行うことになっているが、「管理」の内容いかんでは金融仲介業務にあたらぬのではないか。

⇒

- 今回の判断は日本の基準に準拠した分類である。公的部門への分類基準は、日本のほうが93SNA マニュアル基準よりも厳しくなっているので、国際基準である93SNA マニュアルに照らしても判断が妥当であることを示すために93SNA マニュアルに言及したものである
- 移行期間の扱いについては今後の検討事項と考えている。
- この委員会において部門分類の基準を見直す際に、他の組織への遡及適用も検討したい。適用時期は基準改定時となる。
- 日本郵政株式会社が株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険を保有する面だけを見れば一般政府という考え方もあるが、郵便事業会社、郵便局株式会社については、人事権などについて日本郵政株式会社の実質的なコントロールが及ぶ。よって、日本郵政株式会社をひとつの制度単位として扱うことになるため、公的企業とした。
- 郵便局株式会社については、市場性の判断基準のうち、「自由意志による購入」については該当しないかもしれないが、ほかの2つの基準を満たすため、公的非金融法人とした。
- 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、自らリスクを負って旧契約の履行義務を負っており、形式的にとどまらず金融仲介業務を行うものと考えられる。

#### 【議題2について】

平成20年1月7日付けで公表した、「平成18年度国民経済計算確報フロー編」の計数訂正に関連し、以下の議論があった。

- 財政融資資金特別会計から国債整理基金特別会計への繰入金12兆円を資本移転として訂正したのはどのような理由によるものか。この繰入金を”SUPER DIVIDENDS”と考えたことによるものか。持ち分の引き出しとして、実物勘定のバランスに影響させないこともできたのではないか。

○ 今後も今回の事例のようにさまざまな新規案件が生じると思われる。本委員会が発足したこともあり、分類基準の見直しも含め、早急に検討に着手すべきである。

⇒ 誤りの原因は、財政融資資金特別会計から国債整理基金特別会計への繰入金が一つの決算項目として計上されており、異なる性質の資金で構成されていることを推計段階では把握できなかったことによる。従来から決算書類において性質の違うものは内訳ごとに記入してもらうことになっており、特別の措置等については、そうした措置の企画段階から把握できるように体制を整えた。繰入金(12兆円)の扱いについては、出資金からの繰り入れではなく、これまでの利益の積立金を国債整理基金へ繰り入れたということなので、“SUPER DIVIDENDS”の考え方は用いず、資本移転とした。

(以上)

※なお、本議事要旨は速報版のため事後修正の可能性があります。